

第2章 第2期障がい児福祉計画

1. 計画のあらまし

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画です。

本町では、第2期障がい児福祉計画を、第3期湯梨浜町障がい者計画における基本目標7「社会で生きる力を高める支援の充実」に関する実施計画と位置付けます。

本計画では、障がいがある子どもへのサービス等の提供体制の確保に関して、令和5年度を目標年度とする成果目標を定めます。この成果目標は、第6期障がい福祉計画と同様に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号 令和2年5月19日最終改正、以下「国指針」とする）に基づき設定し、必要なサービスについて数値目標を定めるものです。

障がいのある子どもへの支援の推進については、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮の上、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが重要です。このため、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いがある段階から、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援が提供できるよう地域支援体制を確立していきます。

また、併せて障がいのある子どものライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の確立も目指します。

さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「地域の宝」として共に成長でき、社会参加できるような包容的な地域社会の形成を目指していきます。

2. 第1期計画の実施状況

（1）児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

平成24年4月に中部圏域で1か所の児童発達支援センターを設置しています。さらに、令和3年2月現在で、3か所の事業所が保育所等訪問支援を実施しています。

引き続き、障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう一層体制を強化していく必要があります。

（2）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成24年4月に児童発達支援事業所については1か所、放課後等デイサービス事業所も同様に1か所設置しています。

重症心身障がい児への支援にあたって、管内の支援体制の現状及び利用者のニーズを把握しながら本人にとって最善の支援を行う必要があります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度に第1回鳥取県地域自立支援協議会にて医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会を開催し、医療的ケアを要する子どもの通所及び短期入所のニーズ並びに現状の把握を行いました。今後も継続して医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保についての検討をしていきます。

また、医療的ケアの必要な障がいのある子どもへの支援が学齢期以降から成人期に円滑に移行し、適切に受けられるように障がいのある人も対象とした協議の場を設けることを検討する必要があります。

(4) 障がい児福祉サービス等の利用状況 ※令和2年度は実績等から推計した暫定値

① 児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【第1期計画と実績】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	9	50	10	56	11	62
実績	8	23	5	15	5	16

② 医療型児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うとともに治療を行います。

【第1期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	4	47	4	47	4	47
実績	3	7	3	6	5	11

③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休校日、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【第1期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	20	262	22	288	24	314
実績	21	115	28	169	32	151

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第1期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	18	34	20	38	22	42
実績	5	5	4	5	5	5

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。

【第1期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)	利用者数 (人/月)	見込量 (人日分/月)
見込量	1	5	1	5	1	5
実績	0	0	0	0	0	0

⑥ 障害児相談支援

障がいのある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成等を行うものです。

【第1期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
見込量	28	30	32
実績	8	8	13

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

【第1期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
見込量	0	0	1
実績	0	1	1

3. 成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所は県中部圏域で連携しながら、サービス体制を構築しているところですが、障がいのある子どもや、保護者のニーズに対しきめ細やかな対応が必要です。また、地域支援機能を強化することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが重要であるため、今後もサービスを提供できる体制を継続していきます。

児童発達支援及び保育所等訪問支援などのサービス提供は専門性が高く、人材の確保が困難であることから、本町単独ではなく、県中部圏域での実施を目標とします。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	実施	令和5年度末までに県中部圏域で1か所の実施
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	令和5年度末までに県中部圏域で3か所の実施

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

国の指針では、聴覚障がい児を含む難聴児の支援のため、令和5年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することとされています。本町では、県の体制に協調して支援を行うこととします。

項目	数値	備考
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	実施	令和5年度末までに県で1か所の実施

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することとされています。本町では、県中部圏域での設置を目指すこととします。

項目	数値	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	実施	県中部圏域で1つの実施
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	実施	県中部圏域で1つの実施

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児に適切な支援を行うことができるよう、ニーズ及び現状の支援体制を把握するため、令和5年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。本町では、平成30年度より既に設置されている中部圏域障がい者地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援部会を継続して実施し、活用することを含めて検討していきます。

また、医療的ケアの必要な子どもだけでなく障がいのある人への支援が学齢期以降から成人期に円滑に移行し、適切に受けられるような協議の場とすることを検討していきます。

さらに、関連分野の支援の調整や、個々の発達段階に応じた発達支援等を行う、医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和5年度末までに配置することとします。

項目	数値	備考
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場	実施	令和5年度末までに県中部圏域で1つの設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和5年度末までに1人の配置

4. 活動指標

3で掲げた成果目標を達成するために、必要なサービスの見込量等を活動指標として設置します。見込量にあたっては、実績、今後の事業の方向性等を勘案して算出しています。

(1) サービスの内容と見込量

① 児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	6	7	8	人/月
	18	21	24	人日分/月

利用者数は年間1人増加し、利用量は1人が1月当たり3日利用することを想定しています。

② 医療型児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うとともに治療を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
医療型児童発達支援	6	7	8	人/月
	12	14	16	人日分/月

利用者数は年間1人増加し、利用量は1人が1月当たり2日利用することを想定しています。

③ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放課後等デイサービス	37	42	47	人/月
	185	210	235	人日分/月

利用者数は年5人増加し、利用量は1人が1月当たり5日利用することを想定しています。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所等訪問	6	7	8	人/月
支援	18	21	24	人日分/月

利用者数は年1人増加し、利用量は1人が1月当たり3日利用することを想定しています。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある子どもの家庭を訪問し、日常生活における専門的な支援等を行います。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅訪問型	1	1	1	人/月
児童発達支援	5	5	5	人日分/月

平成30年度から令和2年度まで利用者がいなかったため、第2期も引き続き第1期通りの目標設定とします。

⑥ 障害児相談支援

障がいのある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成等を行うものです。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談	10	12	14	人/月
支援				

過去3か年平均より初年度を10人とし、それ以降は年に平均2人増加することを想定しています。

- ⑦ **医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置**
 医療的ケア児が必要とする保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげ、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
コーディネーターの配置	1	1	1	人

令和5年度までに継続して1人を配置することを想定しています。

5. 子ども・子育て支援事業等の利用ニーズについて

障がいのある子どもが地域で健やかに成長するためには、障がい児福祉施策のみならず、一般施策である子ども・子育て支援事業の有用性を高める必要があります。

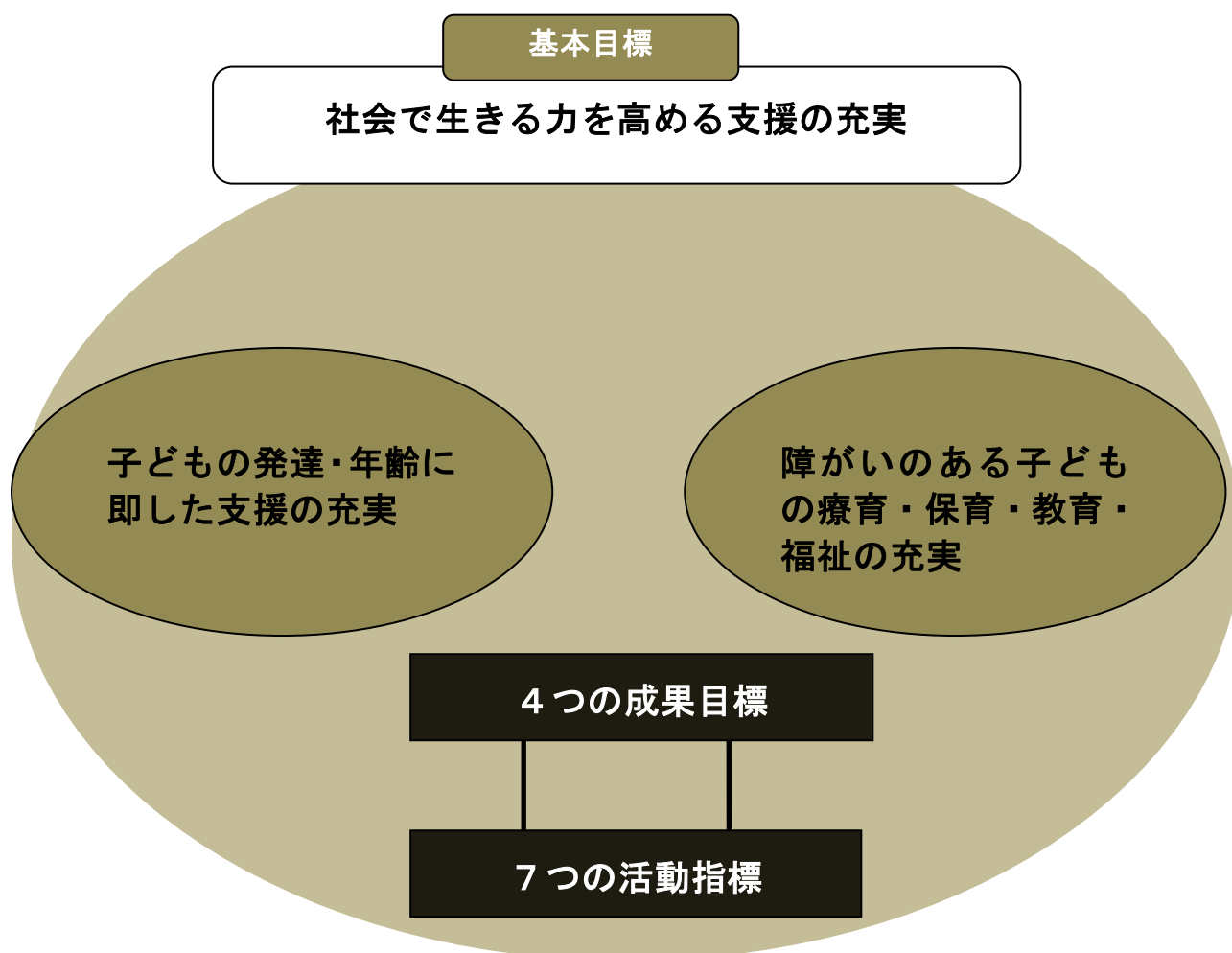
ここでは、当該事業の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの地域資源において、定量的な目標を設置し、もって障がいのある子どもの受入れの体制整備を行います。目標については3カ年の実績を参考に設定しています。

※令和2年度は実績等から推計した暫定値

区分	定量的な数値(実績)			定量的な数値(見込)			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1号認定	0	1	0	1	1	1	人
第2号認定	18	20	22	24	26	28	
第3号認定	0	0	0	1	1	1	
放課後児童クラブ	17	22	25	27	29	31	

- 第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）
満3歳以上から小学校就業前の教育のみを受ける子どもが利用します。
- 第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）
保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの子どもが利用します。
- 第3号認定(受入施設：保育所、認定こども園)
保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な子どもが利用します。
- 放課後児童クラブ
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

6. 施策の展開



(1) 子どもの発達・年齢に即した支援の充実

子どもの発達に応じて、必要な療育や保育、医療が受けられるよう、障がいの早期発見、早期支援の充実に努めます。子どもへの支援とともに、出産前からの情報提供や相談体制の整備といった保護者への支援も行っていきます。

【施策の方向】

平成29年度に妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターを開設しました。発育、発達に気がかりのある乳幼児などについては、子育て応援プランを作成し、母と子に対してきめ細やかな支援を行い、今後も継続して子どもの健全育成や子育ての不安軽減を図ります。

妊娠中の保護者を対象にした「プレママ広場」や、産後の保護者を対象とした「赤ちゃん広場」「ハイハイ広場」、さらに赤ちゃん訪問、乳幼児健診、24時間体制で電話相談に応じる「ゆりはますこやかライン」、母子手帳アプリ「母子

モ」を通じたオンライン相談など、子育てに関する情報提供や相談に応じています。

乳幼児期は、さまざまな認知機能、社会性、情緒の発達など、その後の社会参加の基盤を形成する重要な時期であることから、母子保健を主に、医療、保育、障がい福祉等の関係機関と連携を取りながら、子どもの特性に応じた総合的な支援システムの確立を目指します。

事業名	内容
子育て世代包括支援センターの充実	妊娠・出産から育児まで、切れ目ない支援のワンストップ拠点として妊娠期、産後の母子の心身のケアや育児のサポート、子育て応援プランの作成など、総合的な相談支援を行います。
保護者に対する支援	第3期湯梨浜町障がい者計画「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進（妊産婦に対する支援）」に記載
乳幼児に対する支援	第3期湯梨浜町障がい者計画「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の推進（妊産婦に対する支援）」に記載
気づきから支援につなげる早期療育体制の強化	第3期湯梨浜町障がい者計画「基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の推進（早期療育体制の強化）」に記載
加配保育教諭等の配置	加配保育教諭等を配置し、個々の子どもの特性にあつたきめ細やかな保育を実施します。
特別な支援を要する子どもの保育の充実	発達障がいに関する専門性を高めるため、研修の充実を図ります。また、専門機関による助言指導、巡回相談などを通じて障がいの教育的支援の充実に努めます。

（2）障がいのある子どもの療育・保育・教育・福祉の充実

特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対して、その可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活できるよう、障がい種別や程度、能力、適性等に応じた適切な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、療育・保育・教育・福祉等の各分野が連携し、一貫性のある支援体制の確立を行います。

① 障がいのある子どもの教育の充実

多様性と専門性を両立する特別支援教育の充実を図るとともに、交流教育の積極的な推進により、共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し助け合って生きていく心を培う教育を推進します。

【施策の方向】

障がいのある子どもたちの社会参加と自立を促進するため、障がい特性に応じて、一人一人の能力・特性等を最大限伸ばす特別支援教育の充実を図ります。LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症スペクトラム障害など、

多様な障がいのある児童生徒に対して最適な教育的支援を進めていくため、教職員の専門性の向上に努めます。

障がいを理解し互いを尊重し支え合う心を育むため、交流教育、福祉教育の推進を行っていきます。

併せて、障がいの特性に応じて、学校施設、教育環境のバリアフリー対応にも努めていきます。

【主な事業】

事業名	内容
特別支援教育の充実	こども園、保育園、小学校、中学校間で継続した支援体制を整備し、保護者や外部機関（教育・医療・福祉）と連携しながら、個々の児童生徒の状況等に応じた適切な指導を充実します。
就学相談、教育相談の充実	外部機関（教育・医療・福祉）との連携を図るとともに、保護者との信頼関係づくりおよび個々の障がいの実態に応じた就学についての情報提供を行うなど、適正な就学指導を推進します。
教職員の専門性向上	特別支援教育の向上を図るため、特別な教育的支援を必要としている子どもに関する知識や配慮事項・方法等について正しい理解を深める研修を推進します。
交流教育、福祉教育の推進	校内で特別支援学級についての理解学習を推進するとともに、学校教育全体の中で、互いの理解を深める交流教育、福祉教育を推進していきます。
学校生活において介助が必要な児童生徒への学習参加の支援	学校生活の中で、介助が必要な障がいのある児童生徒に対して、学習機会の保障や学習参加への支援を図るため、児童生徒支援員の派遣の充実に努めます。
学校施設の整備、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化	障がいの特性や状況に応じて、設備や備品を整え、バリアフリー対応を行っていきます。
特別支援教育就学奨励費の支給	障がいのある児童生徒が、小中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて補助を行います。

② 日中活動の確保

障がいのある子どもたちが地域で伸びやかに生活できるよう、放課後や学校の長期休暇中の日中活動の場を確保することが求められています。障がいの早期発見・早期療育とともに、放課後や休日などにおける日中活動の場を確保し、保護者の就労支援や一時的な休息の確保を図ります。

【施策の方向】

障害児通所支援事業、日中一時支援事業など障がい児支援施策の充実を図る一方で、放課後児童クラブなどの一般施策において、障がいのある子どもの受入れを進めることで地域社会への参加を推進していきます。また、障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用等の実施を検討する必要があります。

【主な事業】

事業名	内容
放課後児童クラブの充実	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる障がいのある子どもの健全育成のため、放課後児童クラブの充実を図ります。
放課後デイサービスなど障害児通所支援事業の充実	小学生から高校生までの障がいのある子どもが授業終了後や長期休業等に利用し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他必要な支援を行う放課後デイサービス事業など、障害児通所支援事業の充実を図ります。
日中一時支援事業の促進	障がいのある子ども等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある子ども等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

③ 卒業後の進路支援の充実

障がいのある子どもとその保護者が安心して適性や希望に応じた進路が選択できるように、卒業後の進路対策を推進していきます。

【施策の方向】

卒業から社会生活への移行期における一貫した支援を行うため、福祉・教育・労働等の連携をより一層強化しながら、一人一人に応じたきめ細やかな卒業後の進路支援の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	内容
就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり	障がいのある子どもの力を伸ばし、可能性を引き出すため、特別支援学校等に在学する学生の希望や現状を把握し、資源の確保に努めます。また学校、職場・施設等が連携したフォローにより、障がいのある子どもの社会参加を促進します。
学校から社会、地域への円滑な移行	学校から職場、地域といった移行期での不安や課題に対し、適切な助言や指導を行うため、相談支援体制の充実を図ります。就労移行支援や就労定着支援を組み合わせ、伴走型のきめ細やかな支援を行います。
教育・福祉・労働の連携の強化	障がいのある子どもの社会的自立に向けて、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、各機関の役割分担を明確にし、個々のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行っていきます。